

国立大学法人京都大学原子炉実験所
使用施設
平成29年度第3回保安検査報告書

平成30年2月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	
(1) 保安検査実施期間	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	
(1) 基本検査項目	1
(2) 追加検査項目	1
3. 保安検査結果	
(1) 総合評価	1
(2) 検査結果	2
(3) 違反事項	3
4. 特記事項	3

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細は別添参照)

平成29年12月11日(月)

(2) 保安検査実施者

熊取原子力規制事務所

原子力保安検査官 横山 邦彦

原子力保安検査官 古井 和平

2. 保安検査内容

(1) 基本検査項目

- ① 非常時の通報について
- ② 核燃料物質の貯蔵及び臨界管理の実施状況について
- ③ 放射性廃棄物の管理状況について
- ④ 不適合管理について
- ⑤ その他必要な事項

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「非常時の通報について」、「核燃料物質の貯蔵及び臨界管理の実施状況について」、「放射性廃棄物の管理状況について」及び「不適合管理について」を基本検査項目として検査を実施した。

「非常時の通報について」では、貯蔵室に非常事態が発生した場合、中央管理室より緊急対策本部員に緊急呼出システムにて通報、招集され、その後緊急作業団の招集が行われることを確認した。緊急作業団の招集については、緊急対策本部から緊急作業団の各班長へ連絡され各班員の招集を行うことになっているが、緊急対策本部から各班長への連絡系統が不明確であるため、明確にするよう指導した。

「核燃料物質の貯蔵及び臨界管理の実施状況について」では、貯蔵室における臨界管理について、保安規定に基づきドラム缶型貯蔵容器及び鉛容器により質量管理され取扱制限量以下に適切に保管されていることを確認した。また、貯蔵室に核燃料物質の種類、貯蔵量、注意事項等の掲示がされ、貯蔵室が施錠の措置がされていることを現場確認した。

「放射性廃棄物の管理状況について」では、貯蔵室において、液体や固体の放射性廃棄物の廃棄を行っておらず、適切に管理されていることを確認した。

「不適合管理について」では、貯蔵室においての不適合の発生はなかったことを確認した。予防処置の所員への周知方法として、品質管理室より所員に対しメールの配信及び実験所内(品質管理室)LANへの掲載により周知されていることを確認した。

検査の結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(2) 検査結果

1) 基本検査項目

① 非常時の通報について

貯蔵室において非常事態が発生した場合の通報の判断基準や通報系統の状況について確認した。

貯蔵室において、震度4以上の地震が発生した等の非常事態が発生した場合、貯蔵室の外壁や扉の損傷、予期しない開扉等の確認のため巡視点検が行われていることを「地震直後の施設点検シート(震度4以上の場合)」により確認していることを確認した。また、毎月1回の巡視点検により、貯蔵室の異常の確認が行われていることを「核燃料物質使用施設巡視点検(貯蔵室)」により確認した。

貯蔵室において外壁の損傷等の非常事態を発見した場合の通報先や対応について、発見者から中央管理室長等に連絡され、中央管理室長から所長等に連絡されることを聴取するとともに「核燃料物質使用施設保安上の注意事項」として貯蔵室前に掲出されていることを確認した。

貯蔵室に非常事態が発生した場合、所内一斉放送により見学者を含む所員に周知を行い、見学者に対しては事務棟会議室(避難場所)に避難誘導させ、その後事業所敷地外へ避難させることを「原子力事業者防災業務計画」にて確認した。所員については、所内一斉放送のほか中央管理室からの緊急呼出システム(メール)にて緊急対策本部員に緊急呼び出しの連絡が行われ、事故等の状況により所長が緊急対策本部の設置及び緊急作業団等の招集を行い、緊急対策本部及び緊急作業団が設置されることを「緊急対策本部構成員」及び「緊急作業団・自営消防団名簿」により確認した。

緊急作業団の招集について、緊急作業団の招集が決定された後、緊急対策本部から緊急作業団の各班長へ連絡され、各班長が班員の招集を行うことになっているが、緊急対策本部から各班長への連絡系統が不明確であるため、明確にするよう指導した。

以上のことから、非常事態が発生した場合、保安規定に基づき緊急対策本部の設置、緊急作業団の招集がされており、保安規定違反となる事項は確認されなかった。

② 核燃料物質の貯蔵及び臨界管理の実施状況について

貯蔵室に貯蔵されている核燃料物質の貯蔵方法及び臨界管理の状況について確認した。

貯蔵室における臨界管理状況については、ドラム缶型貯蔵容器及び鉛容器にて

質量管理され、取扱制限以下に適切に保管されていること、また、核燃料物質の貯蔵については、受渡し等の実績がなく年間予定使用量以下の保管であることを「KUFFSの記録」により確認した。核燃料物質の保管状況について、「特別核燃料貯蔵室のKUFFS保管状況の確認報告書」により異常のないことを確認した。また、貯蔵室前に核燃料物質の種類、貯蔵量、注意事項等の掲示がされていること及び貯蔵室が施錠させていることを現場確認した。

以上のことから、核燃料物質の臨界管理及び貯蔵については維持管理されており、保安規定違反となる事項は確認されなかった。

③放射性廃棄物の管理状況について

貯蔵室における放射性廃棄物の管理状況について確認した。

貯蔵室において、液体や固体の放射性廃棄物の廃棄を行っておらず、適切に管理されていることを、「平成28年度放射性廃棄物管理状況報告書」において確認した。また、貯蔵室に放射性廃棄物等が置かれていないことを現場確認した。

以上のことから、貯蔵室における放射性廃棄物の管理については保安規定に基づき維持管理されており、保安規定違反となる事項は確認されなかった。

④不適合管理について

不適合が発生した場合に、その不適合が識別管理され、再発防止のために是正処置が適切に実施されているか確認した。

貯蔵室における不適合の発生はないことを確認するとともに、不適合が発生した場合の不適合管理については、「品質保証計画書」により実施されることを聴取した。また、予防処置内容の所員への周知として、JAEA大洗の被ばく事故を受けての核燃料物質等の保管状況等、各部からの予防処置報告書により報告された内容について、品質管理室より所員に対し、メールの配信及び実験所内(品質管理室)LANへの掲載により周知されていることを確認した。

以上のことから、不適合管理について保安規定に基づき維持管理されており、保安規定違反となる事項は確認されなかった。

3) 違反事項

なし

4. 特記事項

なし

(別添)

保安検査日程

月 日	12月11日(月)
午 前	<ul style="list-style-type: none">●初回会議<ul style="list-style-type: none">①非常時の通報について②核燃料物質の貯蔵及び臨界管理の実施状況について③放射性廃棄物の管理状況について④不適合管理について●チーム会議●まとめ会議●最終会議
午 後	—
勤務時間外	